

北海道心の教育推進会議設置要項

(平成 10 年 5 月 14 日教育長決定)
(平成 11 年 6 月 10 日一部改正)
(平成 12 年 5 月 16 日一部改正)
(平成 13 年 5 月 14 日一部改正)
(平成 14 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 6 月 25 日一部改正)
(平成 16 年 7 月 12 日一部改正)
(平成 17 年 10 月 18 日一部改正)
(平成 18 年 7 月 6 日一部改正)
(平成 19 年 5 月 25 日一部改正)
(平成 20 年 5 月 30 日一部改正)
(平成 21 年 4 月 27 日一部改正)
(平成 22 年 6 月 11 日一部改正)
(平成 23 年 7 月 1 日一部改正)
(平成 24 年 10 月 16 日一部改正)
(平成 27 年 6 月 29 日一部改正)
(平成 28 年 5 月 19 日一部改正)
(平成 29 年 6 月 13 日一部改正)
(令和 元年 9 月 19 日一部改正)
(令和 2 年 10 月 15 日一部改正)

(設置)

第 1 条 北海道における心の教育の推進を図るため、北海道心の教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 心の教育に係る基本的方策に関すること。
- (2) 心の教育の推進に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他心の教育に関し必要と認める事項

(構成)

第 3 条 推進会議は、教育長及び教育長が委嘱し、又は指定する者をもって構成する。

2 前項に規定する教育長が委嘱し、又は指定する者は、別表 1 のとおりとする。

3 推進会議に、会長及び副会長を置く。

4 会長は、教育長をもって充てる。

5 副会長は、教育庁教育部長、環境生活部長 及び警察本部生活安全部長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は、会長が招集し、及び主宰する。

(幹事会)

第 6 条 推進会議に幹事を置く。

2 幹事は、教育長が委嘱し、又は指定する者とする。

3 前項に規定する教育長が委嘱し、又は指定する者は、別表 2 のとおりとする。

4 幹事は、幹事会を構成し、推進会議の所掌事項に関する連絡調整に当たる。

5 幹事会の会議は、教育庁生涯学習推進局生涯学習課課長補佐が招集し、及び主宰する。

(関係者の意見聴取等)

第 7 条 推進会議は、必要に応じて、関係機関又は関係団体に資料の提出、意見又は説明を求めることができるものとする。

(庶務)

第 8 条 推進会議の庶務は、教育庁生涯学習推進局生涯学習課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要項は、決定の日から施行する。

附則（平成 11 年 6 月 10 日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成 12 年 5 月 16 日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成 13 年 5 月 14 日）

この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

附則（平成 14 年 4 月 1 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 15 年 6 月 25 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 16 年 7 月 12 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 17 年 10 月 18 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 18 年 7 月 6 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 19 年 5 月 25 日）
この要項の一部改正は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
附則（平成 20 年 5 月 30 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 21 年 4 月 27 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 22 年 6 月 11 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 23 年 7 月 1 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 24 年 10 月 16 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 27 年 6 月 29 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 28 年 5 月 19 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（平成 29 年 6 月 13 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（令和 元年 9 月 19 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。
附則（令和 2 年 10 月 15 日）
この要項の一部改正は、決定の日から施行する。

別表 1（第 3 条第 2 項関係）

1 教育長が委嘱する者

環境生活部長
警察本部生活安全部長

総合政策部政策局総合教育推進課長
総合政策部国際局国際課長
総務部法人局学事課長
環境生活部環境局環境政策課長
環境生活部くらし安全局道民生活課青少年担当課長
保健福祉部総務課政策調整担当課長
農政部農政課政策調整担当課長
水産林務部森林環境局森林活用課長
警察本部生活安全部少年課長

2 教育長が指定する者

教育庁教育部長
教育庁総務政策局教育政策課長
教育庁生涯学習推進局生涯学習課長
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課長
教育庁学校教育局高校教育課長
教育庁学校教育局義務教育課長
教育庁学校教育局義務教育課地域連携担当課長
教育庁学校教育局特別支援教育課長
教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長

別表2（第6条第3項関係）

1 教育長が委嘱する者

総合政策部政策局総合教育推進課主幹
総合政策部国際局国際課課長補佐
総務部法人局学事課課長補佐
環境生活部環境局環境政策課主幹
環境生活部くらし安全局道民生活課課長補佐
保健福祉部総務課課長補佐
農政部農政課主幹
水産林務部森林環境局森林活用課課長補佐
警察本部生活安全部少年課課長補佐

2 教育長が指定する者

教育庁総務政策局教育政策課課長補佐
教育庁生涯学習推進局生涯学習課課長補佐
教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課課長補佐
教育庁学校教育局高校教育課課長補佐
教育庁学校教育局義務教育課課長補佐（義務教育指導）
教育庁学校教育局義務教育課課長補佐（子ども地域支援）
教育庁学校教育局特別支援教育課課長補佐
教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課課長補佐
道立教育研究所企画・研修部研究主幹
道立特別支援教育センター教育課長